

大監第 21-1号
令和3年10月25日

大台町長 大森正信様

大台町監査委員 中井 裕

大台町監査委員 野村 政美

令和3年度指定管理者に対する監査報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、公の施設の指定管理者について監査した結果を別添のとおり報告します。

令和3年度 指定管理者に対する監査報告書

1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、公の施設の指定管理者について、公の施設の管理・運営が指定管理者制度の目的に沿って適切に行われているかについて、監査を実施する。

2 監査の対象団体

大台町が所有する公の4施設の管理・運営を行った指定管理者について、監査を行った。

指 定 管 理 者 名	施 設 名	所 管 課 名
宮川森林組合	大台町林業総合センター	森林課
道の駅奥伊勢おおだい株式会社	大台町農林水産物直売施設	産業課
社会福祉法人大台町社会福祉協議会	大台町地域福祉センター	町民福祉課
げんきっこクラブ	三瀬谷放課後児童クラブ館	町民福祉課

3 監査の実施日

令和3年7月21日

4 監査の方法

公の施設の令和2年度の指定管理に係る事務が、法令等に従い適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼に実施した。

監査に当たっては、監査対象団体及び所管課から提出された関係書類を、事前監査し、所属課から説明を求めるなどにより実施した。

5 監査の着眼点

監査は、次の着眼点により実施した。

- (1) 協定は、締結されているか。
- (2) 内部監査担当者及び監事が任命されているか。
- (3) 監事による例月出納監査が行われているか。
- (4) 指定管理料及び費用負担にかかる現金出納簿は、適正に作成されているか。
- (5) 指定管理料及び費用負担にかかる預金出納簿は、適正に作成されているか。
- (6) 施設の管理状況は妥当か。
- (7) 施設の利用状況は良好か。
- (8) 指定手続きの公平性、透明性は保たれているか。

6 指定管理の状況

(1) 大台町林業総合センターの状況

区 分	内 容
施設の名称及び所在地	大台町林業総合センター 大台町江馬316番地
設置の目的	林業従事者の研修及び情報収集を通じて資質の向上を図り、更に健康増進及び相互連帯感を深めるための施設
指定管理者の候補者の選定方法	公募によらない指定管理者の候補者の選定
指定管理者	宮川森林組合
指定管理期間	平成31年4月1日～令和6年3月31日
指定管理料	1,765,300円(消費税及び地方消費税を含む)
利用料金の有無	有り
議会の議決	平成31年3月19日
施設の利用状況	令和2年度 180件 1,468人
管理運営の委任業務	(1) 施設の利用の許可に関する業務 (2) 施設の利用に係る使用料の徴収に関する業務 (3) 施設及び設備の維持管理に関する業務 (4) その他施設の運営に関する業務のうち、町長が必要と認める業務

(2) 大台町農林水産物直売施設の状況

区 分	内 容
施設の名称及び所在地	大台町農林水産物直売施設 大台町佐原 6 6 3 番地
設置の目的	地域の農林水産物を始めとする特産品の販売、各種情報の提供、地域の特産品をメニューに取り入れた食材を提供して地域の活性化を図るための施設
指定管理者の候補者の選定方法	公募によらない指定管理者の候補者の選定
指定管理者	道の駅奥伊勢おおだい株式会社
指定管理期間	令和 3 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日
指定管理料	1, 263, 600 円(消費税及び地方消費税を含む)
利用料金の有無	有り(電気自動車用急速充電器)
議会の議決	令和 3 年 2 月 15 日
施設の利用状況	令和 2 年度 レジ通過人数 186, 507 人 食券通過人数 48, 862 人 屋台通過人数 14, 903 人
管理運営の委任業務	(1) 施設の土地、建物、付属施設及び設備、備品の維持管理に関すること (2) 農林水産物の展示、販売に関すること (3) 大台町及び近隣の自然、文化、観光資源の紹介、案内に関すること (4) その他施設の管理運営に関し町長が必要と認めること

(3) 大台町地域福祉センターの状況

区 分	内 容
施設の名称及び所在地	大台町地域福祉センター 大台町栗生1010番地
設置の目的	町民の福祉の増進及び福祉意識の高揚を図るため、福祉活動等を推進する拠点として設置
指定管理者の候補者の選定方法	公募によらない指定管理者の候補者の選定
指定管理者	社会福祉法人大台町社会福祉協議会
指定管理期間	平成29年4月1日～令和4年3月31日
指定管理料	5,260,000円(消費税及び地方消費税を含む)
利用料金の有無	有り
議会の議決	平成29年3月16日
施設の利用状況	令和2年度 延べ利用者数 10,382人
管理運営の委任業務	(1) 施設の利用の許可に関する業務 (2) 施設の利用に係る利用料の徴収に関する業務 (3) 施設及び設備の維持管理に関する業務 (4) その他施設の運営に関する業務のうち、町長が必要と認める業務

(4) 三瀬谷放課後児童クラブ館の状況

区 分	内 容
施設の名称及び所在地	三瀬谷放課後児童クラブ館 大台町佐原 1 1 2 番地 3
設置の目的	放課後児童健全育成事業を実施するための施設として設置
指定管理者の候補者の選定方法	公募によらない指定管理者の候補者の選定
指定管理者	げんきっこクラブ
指定管理期間	平成 30 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日
指定管理料	無し
利用料金の有無	有り
議会の議決	平成 30 年 3 月 22 日
施設の利用状況	令和 2 年度 月平均利用者数 4 1 人
管理運営の委任業務	<ul style="list-style-type: none"> (1) 施設における放課後児童健全育成事業の実施に関する業務 (2) 施設の利用の許可及び取り消しに関する業務 (3) 施設の利用にかかる料金の徴収及び減免に関する業務 (4) 施設の維持管理に関する業務 (5) その他施設の運営に関する業務のうち、町長が必要と認める業務

7 監査の結果

当該指定管理者の事業運営については、施設の目的に沿ったものであり、概ね適正に執行されている。

しかし、次のとおり一部改善を要する事項があったので指定管理者にあつては、所管課と協議のうえ、適正な措置を講じ、所管課にあつては指定管理者に対する指導を含め適切な措置を講じ、今後の事務処理に万全を期されたい。

なお、改善を要するもののうち軽易なものについては、記述を省略した。

(1) 大台町林業総合センターに関する事項

ア) 宮川森林組合に関する事項

・ 出納監査について

例月出納監査が実施されていない。(年2回10月と5月に実施)
本来、監事による例月出納監査を実施すべきであると考えるが、実施されていない。所管課と協議し、適正な回数を実施されるよう努められたい。

イ) 所管課に関する事項

・ 指定管理者を選定する起案時に選定理由が記述されていない。起案時には、明確な選定理由を記述されたい。

(2) 大台町農林水産物直売施設

ア) 道の駅奥伊勢おおだい株式会社に関する事項

・ 出納監査について

税理士による巡回監査を2ヶ月に1回実施しているが、税理士による巡回監査は、監事が行う例月出納監査には該当しない。所管課と協議し、適正な監査が実施されるよう努められたい。

・ 現金・預金の管理を通帳により行っているが、現金・預金出納簿が作成されていないので作成し適正に管理されたい。

イ) 所管課に関する事項

・ 記載すべき事項なし

(3) 大台町地域福祉センター

ア) 社会福祉法人大台町社会福祉協議会に関する事項

・ 出納監査について

例月出納監査が実施されていない。(年1回実施)

本来、監事による例月出納監査を実施すべきであると考え、実施されていない。所管課と協議し、適正な回数を実施されるよう努められたい。

- ・現金・預金の管理を通帳により行っているが、現金・預金出納簿が作成されていないので作成し適正に管理されたい。また、現金・預金の管理については、事業又は科目ごとに整理し、管理する方法を検討されたい。

イ) 所管課に関する事項

- ・記載すべき事項なし

(4) 三瀬谷放課後児童クラブ

ア) げんきっこクラブに関する事項

- ・記載すべき事項なし

イ) 所管課に関する事項

- ・記載すべき事項なし

8 意見

指定管理者においては、日頃の施設点検や必要に応じた修繕を行うなど、施設の管理に万全を期すとともに住民サービスの向上に努められたい。また、所管課においては、施設運営に関する情報の共有など指定管理者との連携を密に行い、指定管理者制度の適切な運用に努められたい。

今後とも多くの方々に利用していただける施設として、指定管理者と所管課が協力し、効果的な事業を進めていくことを期待するものである。